

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 7 月 8 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年7月8日（火）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席でございます。よって、農業委員会などに関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

ここへ来られるときには非常に酷暑が続いている中、農作業もあるかと思いますが、健康には十分注意されてお仕事に励んでいただきたいと思います。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

今年は熊本を含む九州北部で統計史上最も早い梅雨明けとなりました。本格的な夏を思わせる暑さが続いております。皆さん、農作業中の熱中症には十分注意していただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地法修正計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

では、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、10番の田中敏郎委員と11番の田中友博委員を、書記に事務局の有田みゆき主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第6議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画案までの6件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請27件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は建設会社の役員で、申請地にはジャガイモを中心にサトイモ、カボチャなどの露地野菜を作付けする計画です。60歳を機に農業を始めたいとのことで、知人の農家の下で3年前から農業に携わり、今後も知人の農家に学びながら営農をしていきたいとのことです。今年度は、土の改良を行い、葉物や露地野菜を作付けする計画とのことです。先日の地区委員会に出席いただき、現地を確認し、営農計画について聞き取り調査を行い、農地の権利取得については問題ないものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

2番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地はミカンを栽培される計画です。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には白菜、キャベツを栽培される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

5番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には梨を栽培される計画です。

7番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上6件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番から7番までについて地元委員よりご報告がございましたが、5番は議席番号10番の田中委員が申請人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により、議事に参与することができませんので、田中委員には審議終了まで議場から退室していただきます。

田中委員、よろしくお願いいたします。

(10番 田中敏郎委員 退室)

議 長 ただいま地元委員よりご報告がございましたが、2番から7番までの件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、田中委員に入室をお願いいたします。
(10番 田中敏郎委員 入室)

議 長 次は8番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

8番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま8番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、10番。

13番 林田智博委員

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は漁業を営んでおり、許可後は水稻を作付けされる計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水

稲、露地野菜、メロンを栽培されている兼業農家で、申請地には許可後水稻を作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま10番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は12番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

12番及び13番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、借入地取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、野菜を作付けされており、許可後は引き続き水稻を作付けする計画です。

13番は、後継者へ経営移譲のため、使用貸借権を再設定する申請です。譲受人は水稻、小麦、大豆、ナスを作付けされており、許可後も同様の作付けをする計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま12番、13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

14番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、サツマイモを作付けされており、許可後は水稻の作付けをされる計画です。

15番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜を作付けされる計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付けされており、許可後は水稻を作付けされる計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗、露地野菜を作付けされており、許可後は水稻を作付けされる計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ワサビ、露地野菜を作付けされており、許可後はワサビを作付けされる計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜を作付けされる計画です。

20番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。譲受人は牧草を作付けされており、許可後は牧草を作付けされる計画です。

21番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、牧草を作付けされており、許可後は牧草を作付けされる計画です。

以上8件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものであるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま14番から21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、22番。

2 1 番 上島恵二委員

2 1 番委員、上島です。

2 2 番から 2 4 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 2 番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。譲受人はスイカを作付けされる専業農家で、許可後はスイカを作付けされる計画です。

2 3 番は、後継者へ経営移譲のため、使用賃借権を設定する申請です。譲受人は水稻を栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付けされる計画です。

2 4 番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、トウモロコシを作付けされる専業農家で、許可後はトウモロコシを作付けされる計画です。

以上 3 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま 2 2 番から 2 4 番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2 5 番。

1 4 番 谷口憲治委員

1 4 番委員の谷口です。

2 5 番から 2 7 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 5 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦を栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

2 6 番は、親子間での貸借のため、使用賃借権を設定する申請です。借受人はスイカ、水稻を栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付けされる計画です。

2 7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営む農地所有適格法人で、申請地には飼料作物を作付けされる計画です。

以上3件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま25番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和7年5月に許可を受けた農地法第5条の申請の権利の種類を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初の使用貸借権の設定を所有権の移転に変更されるものです。転用目的、土地利用計画等に変更はありません。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
次は、2番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、平成28年に建売住宅へ転用するための農地法第5条の許可を受けていましたが、都合により事業実施が困難な状況となり、未着工のまま今日に至っております。このような状況の中、発電事業などを営む法人から申請地を取得し、系統用蓄電池施設として利用したいとの申し出があり、今回、事業計画変更承認及び所有権移転のための農地法第5条の許可を申請されたものです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、蓄電池設備スペース700㎡のほか整備・点検用車両の駐車スペースなどとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、日照、通風など周辺農地への影響もないものと思われれます。工事期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着工されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い協議した結果、事業の必要性及び事業実施の確実性が認められ、転用許可基準を満たしていることから、今回の事業計画変更承認申請について何ら問題はないとの協議の結果でございました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広が

りが10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積215.53㎡、転用面積52㎡に木造2階建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、申請人は昭和46年に隣接地に倉庫を建築しており、その際、申請地も含めて開発許可を受けておりました。このため、今回の申請については、都市計画法第43条の建築許可の対象で、開発許可は不要となったものです。なお、道路から隣接地への倉庫の出入口が他に無かったため、申請地の一部を通路として利用してきたことについて、申請人より深く反省する旨の始末書が提出されております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請22件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番から3番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、譲受人の現在の住居が子どもの成長とともに手狭となった

ことに伴い、個人住宅を建築するための所有権移転の転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、申請地のほか農地以外の土地を複数検討したとのことですが、所有者の同意が得られず、申請地を選定されました。

土地利用計画は、木造平屋建て1棟を建築する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発許可は必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年8月1日から令和8年7月31日までの見込みで、資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番は、養豚業のほか不動産管理業を営む法人が所有権を移転し、月極駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の2種が埋設される沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、68台分の月極駐車場を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可は不要で、盛土規制法も制限の範囲内であることを事業者により開発担当課へ確認しているとのこと。工事期間は令和7年8月30日から令和7年9月30日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。申請地は法人の事務所から800mの場所にあり、利便性がよく用地取得も可能であったことから、申請地を選定されたとのこと。

土地利用計画は、建設資材置場と土場、車両展開スペースのほか、設置農地に影響がないように経営範囲や緑地帯を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年8月15日から令和7年9月20日までの予定で、開発許可は不要ですが、盛土規制法の制限の範囲内で許可後は速やかに工事に着手されることを事業者を確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、2番については総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、4番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、個人が所有権を取得して、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積248㎡に木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和8年2月28日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、親から子へ所有権移転による、農業用資材置場及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「農業用施設の用に供するために行われるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周囲で代替地の検討をされましたが、他に適当な土地がなかった

ため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積416㎡に、農業用資材置場及び駐車場2台分の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和7年10月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

6番は、介護保険に基づく居宅介護支援事業を営む法人が、賃借権の設定による介護施設職員の駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積838㎡に駐車場15台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は、令和7年10月1日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議 長

ただいま4番から6番までについて地元委員よりご報告がございましたが、5番は整理番号6番の葭村委員が申請人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により、議事に参与することができませんので、葭村委員には審議終了まで議場から退室していただきます。

葭村委員、よろしくお願いいたします。

(6番 葭村誠一委員 退室)

議 長

それでは地元委員よりご報告がございましたが、4番から6番について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、葭村委員に入室をお願いします。
(6 番 葭村誠一委員 入室)

議 長 次は、7 番、説明をお願いします。

2 2 番 木下三智也委員

2 2 番委員、木下です。

7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7 番は、所有権移転による貸資材置場及び貸駐車場への転用許可申請です。譲受人は、申請地に隣接する空き家を同時に購入して居住する予定で、転用後は自身が代表を務める法人へ貸し付ける計画です。農地区分は、1 0 h a 以上の一団の農地の区域内にある、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「申請地周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積 8 1 8 m²に、ダンプトラック 1 台、2 t トラック 2 台、高所作業車 1 台、普通車 3 台と資材置場に転用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は、令和 7 年 9 月 3 0 日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 7 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8 番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、個人が所有権移転し、貸駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、同集落に居住する者が自己の事業のために集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討をされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積982㎡を駐車場30台分として整備し、譲受人自身が代表の法人に貸し付ける計画です。隣接する老人デイサービスセンター及び放課後等デイサービスの職員及び社用車の駐車場として利用し、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への影響ともに問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査確認を行い、検討したところ立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番、10番は関連で個人が所有権移転し、個人住宅及び排水用地

への転用許可申請です。10番は持分3分の1の所有権移転になります。農地区分は農業公共投資の対象になっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、他に条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積425㎡に木造平屋建て1棟と排水管を埋設する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は令和8年12月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、他に条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、議案報告事項23ページ、取下願の1番と関連です。5月の総会にて審議した案件ですが、開発行為事前審査の結果、許可相当と見込まれていました。しかし、後日開発指導課より擁壁部分が開発行為技術基準に適合していなかったため、建物の配置を変更するよう指導があり、今回改めて申請されたものです。転用目的に変更はなく、土地利用計画は建築物を外壁より1.1m後退して建築される予定です。工事期間は令和8年5月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま9番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

13番から16番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、不動産の売買、賃貸業等を営む法人が所有権を移転し、条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内にJR西里駅があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 327㎡に建築条件付売買予定地6区画を造成する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和9年7月31日完成予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

14番から16番は関連で、土木工事を営む法人が所有権を移転し、資材置場の通路及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地231㎡に資材置場の通路及び駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和8年4月30日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

なお、3筆中1筆の方が資材置場への通路として利用していたため、申請人からは今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した

結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議をいたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 13 番から 16 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17 番。

14 番 谷口憲治委員

14 番委員、谷口です。

17 番から 22 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17 番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請が集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地 124.32㎡に農地以外の土地を合わせた総事業面積 444.25㎡に木造平屋建て住宅 1 棟、建築面積 117.86㎡を建築されるほか、通路などとして利用する計画で転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で事前審査の回答も済み、許可の見込みはあるものと判断いたします。工事期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18 番は、第 2 号議案の 2 番で承認いただいた事業計画変更承認申請の同時 5 条申請分です。内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

19 番と 20 番は関連です。土木建設業等を営む法人が資材置場へ転用するもので、19 番が所有権移転、20 番が賃借権設定の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地の

区域にある第2種農地と判断されます。なお、申請地は以前から整地が行われており、昨年から資材置場として利用されたもので、申請に当たっては、始末書が提出されております。土地の選定に当たりましては、転用当時、周辺の農地以外の土地を含め検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されております。

土地利用状況につきましては、申請地9, 771㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積1万4,006㎡をケーシング、アースオーガ、スパイラルスクリーなどの地中掘削用資材置場として利用されているほか、重機置場、資材運搬用車両の通路などとして利用されており、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれもないものと判断いたします。

21番は所有権を移転し、資材置場及び進入用道路へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地の区域にある第2種農地と判断されます。なお、申請地は平成17年頃から資材置場及び進入用道路として利用されており、申請に当たっては始末書が提出されております。土地の選定に当たりましては、転用当時、既存の事業所の隣接地を候補地として検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されております。

土地利用状況は、申請地2, 038㎡を掘削用ケーシング置場及び進入用道路として利用されており、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画などに問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれはないものと思われれます。

22番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は植木インターチェンジからおおむね300m以内にある農地で、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1, 114㎡に太陽光パネル184枚、発電出力49.5kwを設置するほか、通路として利用する計画で転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれはないものと思われれます。また、電力会社からの発電設備の契約申込みについて承諾する旨の回答書が添付されております。工事期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願い申

し上げます。

議長 ただいま 17 番から 22 番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、19 番から 20 番については総転用面積が 3,000 m²を超えますので、申請書に許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第 5 号議案及び第 6 号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第 5 号及び第 6 号議案は関連ですので、併せて説明します。

まず、第 5 号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書 15 ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書 16 ページの 1 番から 18 ページの 14 番までとなっており、熊本県農業公社への売渡しが 7 件、同じく熊本県農業公社からの買入れが 7 件となっております。面積は 14 件合わせて田 4 万 1,737 m²、畑 2 万 3,396 m²の合計 6 万 5,133 m²となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借で、明細は議案書 18 ページの 15 番から 28 ページの 86 番までの 72 件となっています。契約期間別では 6 年未満が 35 件、10 年以上が 37 件、面積は 72 件合わせて田 16 万 6,900 m²、畑 6 万 3,945 m²の合計 22 万 4,643 m²で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されております。

続いて、議案第 6 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書 29 ページの 1 番から 32 ページの 8 番までの 8 件となっております。なお、議案第 5 号及び議案第 6 号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案及び第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

 この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。次は報告事項です。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

 1番から9番までの合計107件となっております。件数のみ報告をいたします。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

 よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

 それでは、これにて閉会いたします。

 なお、次回の総会は8月8日金曜日、場所は城彩苑2階の多目的交流施設で行いますので、よろしくお願いいたします。

閉 会 午後 3時57分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年7月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 田 中 敏 郎

署名委員 田 中 友 博

書 記 有 田 みゆき